

駐車監視員活動ガイドライン

平成28年10月31日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	◎ 最重点路線	
	路線 (区間)	重点時間帯
	県道名古屋一宮線 (松降交差点～裁判所前交差点)	6時～22時
	県道尾張一宮停車場線 (泉交差点～音羽1丁目交差点)	6時～22時
○ 重点路線	路線 (区間)	重点時間帯
	国道155号線 (稲荷公園北西交差点～羽衣1丁目交差点)	6時～22時

重点地域	◎ 最重点地域	
	地域 (町名)	重点時間帯
	名鉄一宮駅周辺地区	・新生1丁目～2丁目 6時～22時
	尾張一宮駅周辺地区	・栄1丁目～3丁目 6時～22時
	本町地区	・本町1丁目～3丁目 6時～22時
	○ 重点地域	地域 (町名)
	一宮駅西地区	・八幡1丁目～2丁目 ・神山1丁目 ・新生3丁目～4丁目 ・平和1丁目 ・野口1丁目～2丁目 ・昭和町1丁目 ・末広1丁目 6時～22時
	裁判所周辺地区	・城崎通4丁目 ・向山町1丁目～2丁目 ・大志1丁目～2丁目 ・本町4丁目 ・一宮字松下、字東片端 ・明治通5丁目 ・本町通8丁目 ・北園通1丁目～5丁目 ・公園通3丁目 ・石山町 ・川田町5丁目 ・栄4丁目 ・泉1丁目 ・中町1丁目 6時～22時
	大江地区	・大江1丁目～3丁目 6時～22時
	国道155号北側地区	・音羽1丁目～3丁目 ・羽衣1丁目 ・大宮1丁目～3丁目 ・和光1丁目 ・真清田1丁目～2丁目 ・大浜1丁目 ・松降1丁目～2丁目 ・桜1丁目～3丁目 6時～22時
	一宮市民病院周辺地区	・大宮4丁目～5丁目 ・文京1丁目～2丁目 ・貴船1丁目～2丁目 6時～22時
	一宮市民会館周辺地区	・和光2丁目・藤塚町3丁目～5丁目 ・両郷町1丁目(一部)、2丁目(一部) ・浜町3丁目、4丁目(一部)、5丁目(一部)、 6丁目(一部)・朝日1丁目～3丁目 6時～22時
	一宮競輪場周辺地区	・羽衣2丁目 ・富士1丁目～4丁目 ・泉2丁目～3丁目 ・緑1丁目～5丁目 6時～22時
	花池地区	・花池1丁目～4丁目 ・中町1丁目～2丁目 ・北園通1丁目～2丁目 ・松島町 ・殿町1丁目～3丁目 ・公園通4丁目～6丁目 ・八町通1丁目 ・牛野通1丁目 ・大和町宮地花池 6時～22時
	○ 自動二輪・原付重点地域	地域 (町名)
	尾張一宮駅周辺地区	6時～22時

愛知県一宮警察署